

## 北海道立文書館の維持存続についての要望書

北海道立文書館については、私たちは本年10月11日に「北海道立文書館の事業縮小問題についての要望書」を差し上げました。ご覧いただいていると思います。また、吉沢副知事にも要望の趣旨を申し上げ、文書館業務の重要性を御理解いただきました。吉沢副知事は文書館機能を維持すること、また、文書館の組織のあり方については、利用者など外部の意見を聞いて進めたいと表明されました。

その後の道内部の検討について、私たちは知る立場にありませんが、全庁的に広く提示されている提案は、文書館組織の廃止、定数の廃止、これによる大幅な人員削減と側聞しています。過度の人員削減、規模縮小が実施されますと、文書館本来の機能持続が困難となり、到底、利用者である道民の期待に応えることは出来なくなります。私たちは、先の要望書にあるとおり、道立文書館が公文書館法と同館設置条例に則した機能が維持されることを要望しています。

つきましては、北海道立文書館設置条例を改廃をしないことはもとより、道条例の趣旨が具体的に活かされる文書館活動が存続することを求めます。このためには同館が組織としても自立していること、またそれに見合う組織体制が必要です。また道の公文書引継、評価選別を自律的に行い、道自らの歴史的説明責任が全うされること、道の文書のみならず北海道の歴史に関わる公私の文書を保存するために必要な、各市町村、諸団体への指導・協力機能の維持確保を要望します。道立文書館が、赤れんがの一室で資料の閲覧に当たっていることは、文書館の重要な機能ではありますが、これを行うための背後にある文書館機能全体の重要性に是非配慮され、その本質的機能が維持されるよう強く要望するものです。

北海道知事 高 橋 はるみ 様

2005年12月22日

北海道史研究協議会

会 長 田 端 宏

北海道歴史研究者協議会

代表委員 追 塩 千 尋

北海道文化財保護協会

会 長 舟 山 廣 治